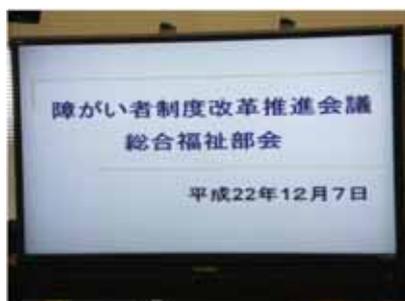


第 10 回障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が 12 月 7 日（火曜日）13 時から厚生労働省低層棟 2 階講堂で開催された。

今回の議事は、「部会作業チーム・合同作業チームの検討について」の報告と「第 2 期作業チームの座長（案）」の審議であった。



会議の冒頭、委員から議員立法による「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保険福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の成立を受け、平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実施するという方針等に影響があるのかを確認する旨の発言があった。

厚生労働省からは、基本合意文書のとおり平成25年8月までに新たな福祉法制を実施するという方針に変更はない旨の回答があった。

このほか、作業チームの検討報告の取扱いや推進会議への反映方法などについて確認を求める発言があった。

佐藤部会長から部会作業チーム・合同作業チームの検討状況については、資料 1 から資料 9 の議事要旨を参照していただき、報告とする旨の発言があり、さらに、第 26 回障がい者制度改革推進会議合同作業チームにおける検討について（報告）当日配布資料及び第 27 回障がい者制度改革推進会議における第二次意見（素案）についての説明が行われた。

その後、佐藤部会長から平成 23 年 2 月から開始される第 2 期作業チームの座長（案）が示され、

- | | |
|------------|------------|
| ・地域移行 | 大久保委員 |
| ・地域生活の資源整備 | 森委員 |
| ・利用者負担 | 田中委員 |
| ・報酬や人材確保等 | 部会長・副部会長一任 |

ということで委員の了解が得られ、今後、作業チームのメンバーを募集することとなる旨の発言があった。

次回は平成 23 年 1 月 25 日に全体会で各作業チームの報告と審議を行う予定。

(参考)

障がい者制度改革推進本部及び障がい者制度改革推進会議の会議資料等につきましては、内閣府の<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/kaikaku.html#kaigi>で見ることができます。